

時事新報

第千四百六十三號
 明治十九年十二月二十日 曜日
 西曆十一月廿五日 (甲寅)
 日出版七時七分
 月入後一十九分
 日出版七時七分
 月入後一十九分
 西曆一千八百八十六年

時事新報

日本の商賈工業をしく自然の
 行路を進ましむべし

維新改正の業成り内外人民全国に離居するの目よ至ら
 ず日本の有様は如何に變化すべきや日本人とて此
 變化に應ずる策は如何すべしや杯の問答に今日二人以
 上の集會席に於て必ず聞かざるべき事柄あり此問答
 に關しては人々の地位職業の相違によりて其意見も亦
 必ち異なるべしに非ずと雖も兎も角も全國開放
 内外離居の後は事有るを以て從前と同一ある可らず
 必ずや大に變化する所あらんとの一事は千萬人唯一
 此言葉を繰返すのみにして別異見もなきが如き蓋し
 離居の後は内外人の權利を何程までに相同じからむ
 るや我輩の未だ知らざる所ありと雖も自由商賈工業
 業と營み公債證券株券所持し土地礦山を所有して差
 支なき類の事柄は内外人の間も毫も差別なき事とな
 るかと思はるゝなり文明世界の國家は富より成る既に
 富を得るの事柄に關して彼我は差別を廢すべし其
 權利に關する他の小異同は固より問ふに足らざるべし
 左すれば内外人離居以後日本國內に起る種々の變化中
 にも商賈工業等富を得るの事柄も關する變化も變化
 中の變化たるに相違あるらん我輩今日に當りて未來を
 想像し離居以後商賈工業上の變化は果して如何なるべ
 きやと豫め其有様を察するは甚だ大切の事なれども事
 の甚だ大切なるに之を明知するも亦甚だ難く到
 底想像の及び蓋すべし限りありざるべし唯假りに一
 二の事に就き概かに其如何と察せんに今の日本は米商
 會所とか株式取引所とかいふ場所日本商人の頗る力
 を用ふる所にして商賈の老將軍を互ひに其技術を闘は
 進退出退を實を世人は唯其奇巧に驚て數歩の外に
 躍者たる程の靈場なれども時に其内幕の話を聞けば其
 規模の偏小もまた其仕組の不完全もまた世人を去て案外
 千萬の思を爲さしむるもの少からず若し今のまゝの
 會所取引所にして偶々外國人の來て相場を爲すことと
 らんには彼の泣きと笑いとをいふ類の非難破産恥の
 所業を許さざる勿論五十萬圓乃至百萬圓の資本を後
 盾に於て或は大に賣り或は大に買ひ結局に至り必ず五
 十萬乃至百萬の實物を受渡さざる杯のことも有りて實
 際の場合如何に拘はらず此外國人の相手たる者は巧
 拙の別なく共に枕を并べて打死するの外に工風ある
 べし或は外國人に於て會所取引所の規約役員等に關し
 其意に滿たざる所もあらんか忽ち其株券の過半を買占
 め會議の多數に由り事を決ま自ら安心の地位を獲
 るるべし又彼の日本郵船會社の如く必竟日本政府の
 堅き約束と覆として千萬圓に近き大金と集積政府の命
 令の儘に航海の業を營むるものなるに近日より至り其
 株主等として政府の約束は或は大に堅固からざるや
 疑はしむべきの事情なきにあらざる政府の命令を以て同
 會社の今年の株主總會を停止したるが如き其最も公然
 たるもれ一つあるべし若し外國人を去て今の郵船會
 社の株主たらざらんか會社の盛衰浮沈に關し其心を痛
 ましむるの程度は日本人に幾倍すべきは明白の事にし
 て今回の如き場合際しての議論必ず沸騰し有力者も

みれを制止するの工風に窮する事あらんかと思はるゝ
 あり人或以郵船會社の大なるを恃み外國人といへども
 容易に斯る大會社を左右し得べきものにあらざると思ふ
 者もたらんかなれども其實の左まで防禦の十分なる會
 社にもあらざる外國の資本家一名獨立に於て又は數名
 連合にて三菱社に相談を遂げ岩崎氏の持株五百萬圓を
 讓受るやうの事もあらんは一夜にして郵船會社の株
 主過半數を制するの實力を得て日本の郵船會社の夢
 間も外國の郵船會社と變化し去るが如き奇談もあらん
 此等の例は郵船會社取引所等に於て特然たるべしとい
 ふに於ては苟くも其株券の賣買ある商社は銀行あり
 鐵道會社なり礦山會社なり製造會社なり一として然る
 を得ずといふものあることあり唯今日に於て我商人の
 安心するを得るは外國人にして日本商社の株主たり役
 員たるを得ざるを在りといへども一旦時勢の然らまむ
 る所條約法律の許す所外國人にして日本商社の株主役
 員たること勝手ありといふの目よ至らんに外國人は
 必ず此自由を利用して富を爲すの道に於て徒らに日本
 商人等と遠慮するが如く迂遠の舉動なきは明白なるべ
 し日本小なりといへども國民貧ありといへども尙ほ三
 千七百萬人の集する一帝國たり此帝國内富を爲すの
 道必ずしも絶無にあらず然るに今外國人の烟眼を以て
 一々此道を探せ出で遠慮あく此道に進入去來らんとす
 るに於ては日本人の果して能くまをに應ずるの覺悟あ
 るべきや如何に復令へ或は此覺悟あけざるばとて今更領國
 の事の叶ふべきもあらずされば唯早く今日より注意して
 日本國內の富を爲すの道と改良し其組織の幼稚なるも
 のと自然の理を戻るものとを擧げてすべてこれを廢滅
 し今日即時に内外人の離居を實行するとも聊か差支あ
 るべからざるべし

官報

○勅令 朕海軍總司令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
 布セシム
 明治十九年 十二月十七日 海軍 大臣伯爵大山 巖
 勅令第八十一號

第二條 各所管官軍海軍總司令官ハ部下軍人ノ此令ヲ犯
 シタル者ヲ處分ス可ク第三條 所管官軍若シハ軍港
 司令官ニ屬スル所轄長ニシテ艦隊ノ指揮權ヲ
 有スル者及艦隊長ハ部下軍人ノ此令ヲ犯シタル者ヲ
 處分ス可ク但シ艦隊長ハ部下軍人ノ此令ヲ犯シタル者
 艦隊長ハ部下軍人ノ此令ヲ犯シタル者ハ部下軍人ノ此令
 以內ノ監督官三十日以内ノ監督官ニ該令ヲ違反ス可ク
 分隊長機長若シハ部下軍人ノ此令ヲ犯シタル者ハ部下
 卒二十日以内ノ監督官ニ該令ヲ違反ス可ク第六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第二十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第三十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第四十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第五十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第六十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第七十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第八十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十一條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十二條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十三條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十四條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十五條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十六條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十七條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十八條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第九十九條
 所管官軍ハ部下軍人ノ此令ヲ違反ス可ク第一百號

○南洋航紀聞 (去十七日の續) 志賀 重昂
 新西蘭日誌 濠洲大陸の地脈蜿蜒數千里東に太平洋
 洋に盡き直ちに東嶺南に奔り煙波一千二百里を距て勃
 乎として崛起する處あり其崛起する處と新西蘭と
 新西蘭は北中南北三島より成り南緯三十四度より四
 十八度、東經百六十六度より百七十九度の間お位我
 東京南と距る、直徑凡そ五千五百英里の處に在り、北
 島は其形鰐魚の形を廣げたるが如く一中心より四箇の
 脚脚射出、鰐魚の山岳其中央より貫き處處に噴火山在

りて我が北海道の
 積北島より稍大に
 出する處北島に出
 多く此國の農物は
 一名ステワート島
 殊に狭少ありとす
 一萬六千里(一萬
 四十里、幅廣さ處
 國にて如何なる
 り遠くは無し又
 北中南島の間
 都ウエルリントン
 の最も南端にあ
 明治十九年五月
 品川灣を發し同
 線を横過し同二
 四月四日同灣を
 日同灣を横過し
 信に接するを得
 境遇に接するの
 ざるものからん
 子に鳴謝す○十
 は人口凡そ二萬
 事院あり、專門
 位を以て置るを
 〇十二日 此日
 の凍肉製造所を
 たる十餘の屋舎
 一〇〇の屋舎を
 役夫簡々各其勞
 群の羊を屠場に
 のを見て直ちに
 て毛皮を取り納
 を割き開き内臓
 等は又來りて内
 す、丁隊頭部を
 みを納めこれを
 はこれを釜の中
 納め餘を膏粉製
 受け最も細かく
 び、又内臓と去
 燥場へ送る、乾
 餘の塊頭あり此
 に蒸氣汽籠を据
 し炭火で肉部を
 し炭火で肉部を
 此船に到るまで
 れに運送す肉部
 かに運送す肉部
 々然として聲を
 凍水しる肉部
 據す、此日會
 案内應じて各
 手帳と實帳とを
 融込新所あるを
 肉製造所あり亦
 供す、予之れ
 一回は一回より
 は土地狭少にし
 人民日用食品
 ぐものとする然
 の牛酪、脂肪の
 新西蘭の凍肉及
 この地の凍肉及
 からずヤ、氏
 其間運搬の不便
 に幾多の難あり
 竟今日此新所
 出で其近傍なる
 イと名づくる諸
 西蘭亞麻を以

○南洋航紀聞 (去十七日の續) 志賀 重昂
 新西蘭日誌 濠洲大陸の地脈蜿蜒數千里東に太平洋
 洋に盡き直ちに東嶺南に奔り煙波一千二百里を距て勃
 乎として崛起する處あり其崛起する處と新西蘭と
 新西蘭は北中南北三島より成り南緯三十四度より四
 十八度、東經百六十六度より百七十九度の間お位我
 東京南と距る、直徑凡そ五千五百英里の處に在り、北
 島は其形鰐魚の形を廣げたるが如く一中心より四箇の
 脚脚射出、鰐魚の山岳其中央より貫き處處に噴火山在